

原子力規制委員会、
地元関係者及び四国電力株式会社の意見交換

原子力規制委員会

原子力規制委員会、地元関係者及び四国電力株式会社との意見交換
議事録

1．日時

平成31年4月13日(土) 10:00～12:00

2．場所

愛媛県オフサイトセンター

3．出席者

原子力規制委員会

更田 豊志 原子力規制委員会 委員長
伴 信彦 原子力規制委員会 委員

地元関係者

中村 時広 愛媛県知事
福井 琴樹 愛媛県防災安全統括部長
高門 清彦 伊方町長
山本 吉昭 伊方町議会議長
大城 一郎 八幡浜市長
新宮 康史 八幡浜市議会議長
二宮 隆久 大洲市長
押田 憲一 大洲市議会議長
管家 一夫 西予市長
酒井 宇之吉 西予市議会議長
岡原 文彰 宇和島市長
清家 康生 宇和島市議会議長
山先 森繁 伊予市副市長
北橋 豊作 伊予市議会副議長
稲本 隆壽 内子町長
山本 徹 内子町議会議長

村田 友宏 山口県総務部理事

立畠 安 上関町総務課長

四国電力株式会社

佐伯 勇人 取締役社長

玉川 宏一 取締役副社長 原子力本部長

川西 徳幸 常務執行役員 原子力本部副本部長 伊方発電所長

黒川 肇一 執行役員 原子力本部 原子力部長

事務局

河村 玲央 原子力規制庁 総務課 企画官

関 雅之 原子力規制庁 総務課 広報室長

西崎 崇徳 原子力規制庁 原子力規制企画課 企画官

鶴園 和男 原子力規制庁 伊方原子力規制事務所長

石口 孝治 原子力規制庁 伊方原子力規制事務所 上席放射線防災専門官

中野 弘幸 原子力規制庁 伊方原子力規制事務所 上席放射線防災専門官

6. 議事録

鶴園所長 定刻となりましたので、これより原子力規制委員会、地元関係者及び四国電力株式会社の意見交換を開始いたします。

私は、伊方原子力規制事務所長の鶴園と申します。よろしくお願いいたします。

まず、意見交換に先立ちまして、更田委員長と伴委員から一言御挨拶申し上げます。

更田委員長 改めましておはようございます。原子力規制委員会の更田でございます。

本日は、大変お忙しい中、また国会会期中ということもありまして、土曜日の開催となってしまうかもしれませんが、大勢の方々にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

この意見交換は、私たちにとって皆様の声を直接お聞きする大変貴重な機会でございますので、ぜひ、有意義な時間にしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

伴委員 原子力規制委員会の伴でございます。本日は、どうかよろしくお願いいたします。

私、実は、ここ伊方の発電所に参るのは初めてでございます。今回、非常に貴重な経

験をいただいたと思っております。

皆様の声を直接伺いたいと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

鶴園所長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の参加者を御紹介したいと思います。

初めに、地元関係者の皆様です。愛媛県知事、中村時広様。

中村知事（愛媛県） よろしく申し上げます。

鶴園所長 愛媛県防災安全統括部長、福井琴樹様。

福井防災安全統括部長（愛媛県） よろしく申し上げます。

鶴園所長 伊方町長、高門清彦様。

伊方町長（伊方町） よろしく申し上げます。

鶴園所長 伊方町議会議長、山本吉昭様。

山本町議会議長（伊方町） よろしく申し上げます。

鶴園所長 八幡浜市長、大城一郎様。

大城市長（八幡浜市） よろしく申し上げます。

鶴園所長 八幡浜市議会議長、新宮康史様。

新宮市議会議長（八幡浜市） よろしく申し上げます。

鶴園所長 大洲市長、二宮隆久様。

二宮市長（大洲市） よろしく申し上げます。

鶴園所長 大洲市議会議長、押田憲一様。

押田市議会議長（大洲市） よろしく申し上げます。

鶴園所長 西予市長、管家一夫様。

管家市長（西予市） よろしく申し上げます。

鶴園所長 西予市議会議長、酒井宇之吉様。

酒井市議会議長（西予県） よろしく申し上げます。

鶴園所長 宇和島市長、岡原文彰様。

岡原市長（宇和島市） よろしく申し上げます。

鶴園所長 宇和島市議会議長、清家康生様。

清家市議会議長（宇和島市） よろしく申し上げます。

鶴園所長 伊予市副市長、山先森繁様。

山先副市長（伊予市） よろしく申し上げます。

鶴園所長 伊予市議会副議長、北橋豊作様。

北橋市議会副議長（伊予市） よろしくお願ひします。

鶴園所長 内子町長、稲本隆壽様。

稲本市長（内子町） よろしくお願ひします。

鶴園所長 内子町議会議長、山本徹様。

山本町議会議長（内子町） よろしくお願ひします。

鶴園所長 山口県総務部理事、村田友宏様。

村田総務部理事（山口県） よろしくお願ひします。

鶴園所長 上関町総務課長、立畠安様。

立畠総務課長（上関町） よろしくお願ひします。

鶴園所長 続きまして、四国電力株式会社からです。

取締役社長、佐伯勇人様。

佐伯取締役社長（四国電力） よろしくお願ひします。

鶴園所長 取締役副社長・原子力本部長、玉川宏一様。

玉川原子力本部長（四国電力） よろしくお願ひします。

鶴園所長 常務執行役員・原子力本部副本部長・伊方発電所長、川西徳幸様。

川西伊方発電所長（四国電力） よろしくお願ひします。

鶴園所長 執行役員・原子力本部原子力部長、黒川肇一様。

黒川原子力本部長（四国電力） よろしくお願ひします。

鶴園所長 以上の方々でございます。皆様、よろしくお願ひいたします。

さて、本日の進め方ですが、まずは御出席いただいている地元関係者の皆様と意見交換を行い、最後にそれらのやりとりを踏まえて、四国電力から御意見をお伺ひしたいと思います。会合全体の終了は12時を予定しております。

ここからの進行につきましては、更田委員長、お願ひしたいと思います。

更田委員長 それでは、早速、意見交換に入りたいと思います。

まず、初めに、愛媛県から御参加いただいているの方々から御意見をいただいて、それから順次各市町の方々から御発言をいただければと思います。時間は2時間ということですので、それぞれ5分程度と、多少の長くなっても私たちは構わないんですけれども、時間の許す限り、皆様から声をいただきたいと思います。

改めて申し上げますと、この機会は、私たちが何を御説明するとか、そういったことよ

りも、皆さんの声を聞くことのほうに主眼を置いております。なかなかこういう機会は持てないでおりますので、ぜひ、貴重な御意見を賜われればと思っております。

それでは、愛媛県、中村知事からよろしく願いいたします。

中村知事（愛媛県） 愛媛県の中村でございます。

今日は更田委員長、また、伴委員さん、愛媛県までお越しいただきまして、ありがとうございます。

この場所は、福島の事故を受けまして、オフサイトセンターの場所がどうであるのかという議論の上で、移転をし3年半前に完成した場所でございます。この場所を見ていただくのも一つ大きな視点ではないかなというふうにも思います。

まず、原子力発電所につきましては、一番基本的な考えで大事なことは、絶対安全なものではないという視点に立つことではないかと考えます。常に最新の知見に基づいて最大の対策を打ち続けるということが、我々の基本的なスタンスでございます。

もう1点は、全国に数多くある原子力発電所、それぞれ地理的な条件も異なりますし、事業者の姿勢、行政のスタンスも異なる点がありますので、全国一律に安全対策を見詰めるというのは、どうなのかなと。やはり、それぞれの固有の問題というものをしっかりと見詰めた上で、我々自身も対策を積極的に打っていくというスタンスに立つことが重要と考えます。

そこで、福島の事故以降、実は愛媛県だけはちょっと変わったやり方をしております。規制庁の新しい最新の知見に基づく基準というのは必要最低十分条件と。県として新たな課題というものを感じ取ったときには、事業者にアディショナルな対応を依頼すると、要請するというスタンスをとり続けているところであります。

幾つか事例を御紹介いたしますと、例えば、福島前は580gal（570galの言い間違い）の基準地震動でつくられていた伊方原発ですが、その後、650galに引き上げられましたが、我々としては、それでは不十分ということで、1,000gal対応の揺れ対策を要請しました。全ての機器を点検をしていただき、1,000galに対応していないものについては追加のアディショナル工事を愛媛県の要請で行っていただくということで、誠意をもって四国電力さんは伊方3号機について1,000gal対応の工事を施していただいています。

また、暴走を止める最後の手段というのは、やはり、水の確保、それを放水するための電源対策であるというところに着目をいたしました。国のほうでは、大型のディーゼル発電機の配備というものを新たに求めたところではありますが、もちろんこれは必要十分条件、

県としてはさらに国は求めているけれども、アディショナルな電源というのを確保していただきたいということで、この伊方の上に亀浦発電所（亀浦変電所の言い間違い）というのがありますが、そこから1号機、2号機、3号機に新たな耐震補強付きの送電線を敷設して、これは国は求めておりませんでしたけども、工事を実施していただきたいということで、これも実施に移っているところであります。

それから、もしものことがあった場合に、作業のスペースが足りないということで、作業スペースを確保していただきたいということで、これは昨年全て完了したところでございます。

それから、住民説明については、丁寧にやるということが大事ということで、原発から2km以内のおよそ3万軒については、定期的に戸別訪問を実施していただきたいということで、既に電力さんは6回ぐらい全戸訪問で丁寧な説明を繰り返し入れていただいています。

いま一つが、これが最も愛媛県だけしかやっていないことなんですけども、隠し事は一切認めないということで、伊方原発敷地内で何かが起こったときには、通常電力会社はその情報を本社に上げて、広報担当が公表する仕組みになっていると思いますけれども、愛媛県では、まず速やかに県庁に報告をいただくと。一定のルールに従って県庁がプレス発表をするという仕組みをとっています。えひめ方式と言っていますけれども、ここが全ての信頼の根幹になっているということで、ここをもって隠し事が絶対できない情報システム体制というのを確立しているところであります。

こうしたようなアディショナルな対応というものは、個々にやっているのは恐らく僕が知っている限り、うちぐらいしかないのかなと思いますけども、こんな取組があるということも、ぜひ、この際に知っていただけたらなというふうに思っているところであります。

現在は、3号機の問題、これは運転中でありまして、それと廃炉が決定している1号機、それから2号機廃止の方向で決定したその手続、また、乾式貯蔵の問題、こういったところが大きなテーマになっているところであります。

また、防災につきましては、これはまた国の協力を得まして、ちょっと地形が佐田岬半島は長い半島になっていますので、いざというときに情報収集が非常に困難であるということから、ドローンを活用した情報収集体制を2年前から試験的に行っています。今のドローンの技術でいきますと、飛行時間、バッテリーの関係で限界がありますので、約20機をここからここまではこの1号機、ここからここまでは2号機と、それをたくさん用意しまして、全てオートマティカルに飛行するような仕組みをもって、一気に情報収集が得られ

るような体制をつくるということで、今、進捗しているところでございます。

そういう中で、今日は4点ばかりお願いをしたいと思っております。

まずは、もうこれは当たり前のことなんですけども、規制委員会のほうで最新の知見等々も常に検討されていると思えますけども、厳正な規制と丁寧な説明というものを、ともかくお願いしたいと。やはり、素人ではなかなかわかりづらい面もたくさんございますので、専門的な言葉よりも、わかりやすい説明というのが非常に重要になってまいりますので、多くの方々、何も知らない方々でも、なるほどとわかるような丁寧な説明をぜひ今後ともよろしくお願いしたいというのが1点でございます。

それから、2つ目は、先ほど触れさせていただきました乾式貯蔵の問題でありますけれども、確かにプールに入れている場合と乾式貯蔵、徹底的に冷やした上で保管しますから、理屈の上では何となくプールよりは安全なのかなというふうな感じはするんですけども、その辺りの乾式貯蔵の合理的な安全の説明、そういったところは専門のところから、わかりやすく説明していただかないと、なかなか浸透しないと思えますし、また、乾式貯蔵での放熱の心配はないということはわかるんですが、あと、放射能の問題、こういった点についても、こうこうだからこうなんだというようなことを規制委員会のほうでしっかりと打ち出していただけたらというふうに思っています。何よりも重要なのは、これはあくまでも一時保管であるということを明確にさせていただくということが重要な点ではないかというふうに思っています。

また、これは委員会だけの問題ではないとは思いますが、経済産業省ともタイアップしながら、ぜひ、この点をよろしくお願いしたいと思います。

3点目は、放射能廃棄物の処分についてですけども、先ほど申し上げましたとおり、1号機に続き2号機も廃炉方針が決定されているところでありますが、いまだに廃炉の結果発生する低レベル放射性廃棄物の最終処分、これが全然見えていないと。ここが見えない限り、一体どうなるんだろうかという不安感というのは払拭できないということは言うまでもないところであります。場所の確保、それから事業者の責任等々明確にしつつ、最終処分地を確保するにはまだまだ期間を要するとは思いますが、ぜひ、廃炉作業が一方で進み始めていますので、スピードアップをしまして、国の責任において規制基準の整備、そしてサポートをぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、経済産業省では、使用済燃料の再処理工程から発生する高レベルの放射性廃棄物の最終処分先の確保に向けて対話集会を実施しておりますけども、これもぜひ国の責任に

において確実に対策が進められるよう規制委員会としても御支援をお願いしたいと思っております。

最後に、原子力防災対策でございますけれども、例えば、屋内退避というのが、こういう場合いいんだというふうなことも、もう少しわかりやすく説明していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、お願いしたいと思っております。

そして、今日、ここへ来ていただいて、多分、おわかりいただけと思うんですが、伊方原発に、もしものことが起こったときの避難路がまだまだ不十分でありまして、そのためには大洲・八幡浜自動車道路の整備、それから、原発から直接出ていく県道鳥井喜木津線の道路整備、そして本線の高速道路が2車線でございます、この4車線化、これは原子力防災の観点からも重要な公共事業になるということを規制委員会のほうでも受け止めていただき、サポートいただけたらというふうに思います。

県からは以上でございます。

更田委員長 どうでしょうか、御意見を伺うのが主眼と申し上げましたけれども、4点、御要望をいただいたので、ごく手短かに、機会ですので、お答えをさせていただきたいと思っております。

1つ目の厳正な規制と丁寧な説明、非常に正直に申し上げますと、厳正な規制のほうには私たちは自身を持っております。厳正かつ的確な規制を行う、これは原子力規制委員会が設置のときの基本でありますので、厳正な規制というのはできていると思っておりますが、一方で、丁寧な説明、これは正直なところ、悪戦苦闘をしております。なかなか専門的な内容で、また、事業者との間で生まれた共通理解を平たい言葉で、皆さんにわかっていただく説明というのは、これは甚だ、同じことを繰り返して申し上げるしかないんですけども、継続的な努力を続けていくしかない。それから、私も、この横にいる伴委員も、いわゆる理工系人間でありますので、この説明というのは、例えば、電気製品の取扱説明書を何度縦から読んでも、斜めに読んでもわからないというようなことが言われますけれども、技術的な内容を自分たちがわかっていることを伝えるというのは、どうしてもこれでわかるはずだという思い込みになりがちですので、説明が足りないという御指摘はいただくことは大変重要で、今後とも説明に努めてまいりたいと思っております。

基準につきましてもそうですし、個別の規制についてもそうですし、これは私たちがどのような規制を行っているかについては、私たちに説明責任が、そして個別の施設の安全性がどう維持されているか、どう、それを延ばそうとしているかは、これは事業者の説明責任があると考えておりますので、それぞれの説明責任を果たしてまいりたいと思っております。

乾式貯蔵は、これは誤解をされないようにというのは、大事なことは、同じ量の使用済燃料がサイトの中にあることを前提とすれば、プールにあるよりは冷却の進んだものは乾式貯蔵に移したほうが安全だと。ただし、乾式貯蔵ができたからといって、サイト内の使用済燃料の量がどんどん増えてくれば、これはやはりそれだけ多くの放射性物質がサイト内にとどまるわけですから。要点はプールに貯蔵されている使用済燃料の数をなるべく下げていくということが眼目であろうと思っています。

また、乾式貯蔵に関して、知事の御指摘の中に、冷却だけではなくて放射性物質の閉じ込めというふうに受け止めましたけれども、これは東京電力福島第一原子力発電所事故の際に乾式容器が津波によって大きな衝撃を受けたにもかかわらず、閉じ込めに関しては一切問題なかった。さまざまな検討を考えましても、プールで貯蔵するよりは乾式のほうが安全上有利であるということは、技術的に明白になっていますので、これもやはり丁寧な説明に心がけてまいりたいと思いますし、また、伊方発電所における乾式貯蔵に関しては、これは四国電力に説明する義務がありますので、これもしっかり果たしてもらいたいというふうに思います。

3つ目は、これは大変難しい問題です。伊方の1号機、それから今後ですけれども、2号機についてもですが、おっしゃるように、廃棄物の処分が定まらないがために、廃炉作業が滞ってしまうということは懸念をしております。処分地の選定等に関して、これはやはり事業者が関係者の方々と十分な意思の疎通を図って、処分地を見つけてこなければならないわけですが、もちろん、これが事業者から処分について申請がなされれば、私たちは厳正な審査、規制を行っていきますけれども、低レベルの中でも3種類あるよりレベルの低い、私たちはL2、L3、ないしはピット処分、トレンチ処分と呼んでいますけれども、に関しては、規制の枠組みは定まっています、さらに先行例もありますので、これは事業者のサイトを見つける努力というのが何よりだろうと思っています。

廃炉に伴って出てくる、ややレベルの高いもの、中深度処分に関しては、これは規制の大枠はできておりますけれども、まだ具体的な提案がなされていないので、これも全国どこかで中深度処分に係るサイトが定まることが次のステップとして大変重要だと思います。

高レベルに関しては、これは経済産業省が非常に努力を続けていますし、言葉はふさわしくないかもしれませんが、やはり苦戦が続いているのだろうとは思いますが、これもやはり地道な誠意ある説明を重ねること以外に解決の道は開けてこないのだろうというふうに思います。

防災に関して、これはやはり地形を考えたときに、佐田岬という半島にあるということと、さらに伊方発電所の場合は、やはり、サイトの大きな特徴が傾斜地に設置をされているということで、これの有利さもある一方で不利な点があって、これは審査に当たっても重視をしたところであります。

それから、防災に関しても、交通に関して、これは東西だけでなく南北の移動にも非常に重要であろうと思いますし、また、知事が言及されました地域防災計画の中でドローンの活用というのは、今回、内閣府防災のほうからも大きく取り上げられて、これは地元としての大きな創意工夫の表れであろうと思いますし、これは訓練を重ねないと実行には至りませんので、ぜひ、ドローンについても訓練を重ねて、また、私たちも内閣府防災とともに地域の防災計画がよりよいものになるように努力を続けてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、伊方町の高門町長からお願いをいたします。

高門町長（伊方町） 伊方町の高門でございます。いつもお世話になっております。また、今日は本当にこういった機会を与えていただきましたことに感謝申し上げたいというふうに思います。

知事からもそれぞれ言っていただきましたので、重なる部分もあると思うんですけども、地元立地町として数点お伺いなり、また、御提案をさせていただいたらというふうに思います。

まず、第1点は、先ほど知事も触れられましたけれども、乾式貯蔵、それから廃炉のプロセスについてなんですけれども、まず、厳正な審査をお願いしたいというのは、これはもう立地町として当然のことでございますので、この点、くれぐれもよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それと同時に、地元で暮らしておる者にとりましての関心事は、スケジュール感なんですよね。厳正な審査をしながらも、タイムスケジュール感をもって当たっていただきたいなというふうに思います。可能な範囲で結構でございますので、その点、お聞かせ願えることがございましたら、お知らせをいただきたいというふうに思います。

そして、2点目が、先ほども話に出ましたけれども、田中前委員長さんが来られたときに、屋内退避の問題に触れられまして、私どもは、屋内退避という観点がそれまでなかったものですから、新たな教えをいただいたなというふうな思いがいたしました。

そこで、それ以来、町内で、まずは放射能について正しい知識を身に付けようというこ

とで、年に3回程度なんですけれども、放射能に関するセミナーを町民向けに行っておりまして、正しく放射能を知って、正しく恐れようということでやっています。

その中で屋内退避の有効性についても説明をしていただいておりますけれども、実際のところ、本当にどの時点で屋内退避にすべきなのか、それとも逃げるべきなのかという判断、実際のところになると、かなり迷うというふうに思うんです。そういったことも含めて、何かこの点についてのアドバイスがございましたら、お聞かせをいただけたら幸いというふうに思っています。

そして、3点目は、本当に国・県のお力添えをいただきまして、モニタリングの関係なんですけれども、モニタリングポスト、陸上部分はかなり緻密に設置をしていただいております。感謝申し上げたいというふうに思います。

ただ、御案内のとおり、佐田岬半島は細長い半島でございますので、陸上部分のモニタリングポストの数値だけでは海上部分はさっぱりわからないわけでございます。宇和海、瀬戸内海、それぞれ好漁場で漁船も多く出漁していて、万々がーのときに海上部分の放射線量がわからないということで、漁師さんたちがどこへ、どっちの方向に、風向きによって逃げるということは言えると思うんですけれども、やっぱり目で見えるというのが大事なんだろうというふうに思います。防災訓練の中でも原子力発電所から西側の方が船に乗って松山沖へ避難するというふうなルートもございますけれども、そのときには発電所を見ながら、発電所の沖を通過して避難するというふうなことで、避難する途中に本当に発電所沖を通過するのが大丈夫かというふうな声も地元の方から聞くわけでございますので、何か海上にモニタリングできるようなシステムが考えられないのか、その辺についてのお考えがございましたらお聞かせをいただいたらというふうに思います。

以上3点につきまして、よろしく願いいたします。

更田委員長 ありがとうございます。

1つ目は、スケジュール感とおっしゃったのは、乾式貯蔵に係ることということですか。それとも審査全般に関わるスケジュール感という意味でおっしゃったんでしょうか。

高門町長（伊方町） 両方お聞かせいただいたらありがたいんですが。

更田委員長 審査全般に関して申し上げますと、確かに原子力規制委員会に対して判断の時期が見通せないという声は多くいただきます。私たちもできるだけスケジュール感、私たち自身も私たちの仕事の戦力の配分をするためにもスケジュール感を持ちたいのはやまやまなんですけれども、現在進めている審査を例にとっても、なかなかこれをお示しす

ることが難しい状況にあります。

というのは、スケジュール感よりは、やはり、内容を重視しなければならないという、これは原則だと思いますので、抜けがないように、それから手抜かりのないようにきっちりやりたい、それから、審査に当たるメンバーには、とにかく疑問に思ったら必ず声に出せと、周りがしっかりやっているんじゃないかと思って見過ごすことのないようにと。これはやはり東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓でありますので、これを言い訳にするつもりはありませんけど、なかなかスケジュールについては見通すことが難しいというのが実情であります。

ただ、一方、乾式貯蔵に関しては、これは一定程度スケジュール感が持てるのではないかと思っています。これは今日午後、予定地を見に参りますけれども、そういった意味で、これもお互いの努力なんですけども、四国電力にきっちりした申請、提案をしてもらうこと、それから、私たちの指摘がまた共通理解に向けて明確なものであることが重要ではあるんですけども、発電所本体に関わるものよりは、一定程度のスケジュール感がある程度の時期になったら見通せるのではないかと考えております。

基本的に乾式貯蔵への移行は、先ほど申し上げたように、使用済燃料の数が変わらないのであれば、これは安全を向上させるための手段でありますので、私たちもいたずらに遅らせることのないように努めてたいと考えております。

2つ目、屋内退避、これは先ほどのわかりやすい説明とつながるところがあるんですけども、どうしても私たちはいろんなこういう場合はああで、どういう場合はどうでという、場合分けを非常に細かくしてしまうところがあるんですけども、ただ、一般論から非常に大まかにざっくり言えば、逃げようか、とどまろうかと迷ったときはとどまっていたいたほうが安全なケースが多いというのは、ごくごく大ざっぱな言い方で言えば、というのは、放射性物質が万が一発電所から放出されている、その放出されて、それが放射性雲として流れている最中に移動をしてしまうというような事態は避けていただきたいと思っています。

それから、特に重要なのは、やはり、放射性被ばくに対して、感受性の高いといいますが、影響を受けやすい小さなお子さんであるとか、妊娠をしておられる方とか、こういった方を本当に手厚く守ることが最も重要で、それを優先させた防災計画がつけられるべきだと思っていますし。そうですね、一定程度の年齢以上の方に関して言えば、これは逃げようか、とどまろうかと迷ったら、正しいやり方でとどまっていたいたほうが、

一般には安全性が高いんだということは言えるだろうと思います。

ただし、屋内退避もこれも今後説明を行えるために実験等もしております。木造家屋の場合であるとか、コンクリート家屋の場合等とかで条件は変わってまいりますし、また、ちょっと不謹慎なたとえですけども、花粉症対策に似たようなところがありまして、屋内退避をしていただく場合、換気扇は止めて、目張りをして、外気をなるべく取り入れないようにして、中にいていただくというようなことが効果を上げる。これも正しい屋内退避について説明、これは内閣府原防とともに説明を重ねてまいりたいと思います。

モニタリングポストは、これは技術的な課題をいただいたように正直なところ思っています。海上での空間線量ですので、拙速なやり方で不正確な値を出してしまうこともかえって混乱を呼びますので、ただし恐らくはあまり海上での空間線量測定というのは例がないと思いますので、技術的な意味も含めて、ただし、おっしゃるように、避難だけではなくて、海上で業務に従事しておられる方々もたくさんおられることと思いますので、正直申し上げて、ちょっと意外ではありましたけれども、課題をいただいたと思いますので、検討させていただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

伴委員 海上のモニタリングの件ですけれども、御指摘いただきましてありがとうございました。

先ほどの委員長の屋内退避の説明と重なりますけれども、やはり、放射性物質が出ているときにその場所にいるということが一番よくないので、サイトの近傍におられる方、PAZに関しては、そういうことが起きる前に予防的に避難していただく。ですから、PAZの海上というのがありますので、そういうところに、もしおられる方は、陸上で避難が開始されたときにその範囲から抜けていただく、そのための連絡体制がきちんととれるということが多分一番大事になるんだろうと思います。そういったことも含めて、今後考えてみたいと思います。

更田委員長 それでは、八幡浜市の大城市長、お願いいたします。

大城市長（八幡浜市） 八幡浜市の大城です。今日は愛媛県によろこそお越しいただきました。ありがとうございます。

そして、愛媛県は、ミカン、柑橘の町でありまして、その中でも南予地域は特に柑橘の産地として知られておりまして、この度、南予の柑橘農業システムが日本農業遺産に認定されることが決まりまして、農業に対する機運が非常に高まっている、そのような状況で

もあります。

その中で八幡浜市、特に温州ミカンにおきましては、質・量ともに全国有数の産地でありまして、特に日の丸とか、真穴、川上といったものは全国に知られたブランドになっておりまして、本当に農業の町、そして、漁業でも四国有数の規模を誇る魚市場がありまして、地産産物を主としております人口3万4,000の町であります。そんな町、伊方町と隣接しておりまして、伊方発電所から一番近いところは6km、5kmちょっとですね、そういったところにありまして、概ね15km圏内に全ての人口がおさまっている、市民が住んでいる、生活しているところであります。

柑橘産業と漁業が中心でありますから、風評被害一つ起こっても、生活の基盤が失われてしまう、そのようなことから伊方発電所への関心が非常に高い地域でもあるわけでありまして。

さらに、当市は伊方発電所の主要な施設に変更があるときには愛媛県から覚書に基づいて意見照会を受ける、そのような自治体にもなっております。

このようなことから踏まえまして、先ほど、屋内退避のときに目張りとか、換気扇はつけないというようなこともあったわけなんです。安定ヨウ素剤、これの事前配布について御意見を聞きたいと思っております。

原子力災害対策指針におきましては、八幡浜市等を含むUPZでは、避難の際に一時集結所で安定ヨウ素剤を配布することとされておりまして、例外的にPAZ内と同様に予防的に即時避難を実施する可能性のある地域、また、避難の際に一時集結所で安定ヨウ素剤を受けることが困難と想定される地域等においては、事前配布が許される、行うことができるとされておりまして。

八幡浜市におきましては、UPZであります。先ほどお話ししたとおり、地理的には発電所に本当に近い地域でありますし、この一時集結所で安定ヨウ素剤を配布する方針につきましては、次のようなことから災害現場における現実的な対応策たり得ないのではないかと、かねがねから心配をしております。県へもこれまでいろいろな形で御相談、お話をしたところでありますが、まず、UPZとして屋内退避の指示の発令中であっても、物資の確保、補給とか、家の補修、屋根が荒れて雨が降ってきたらブルーシートをかけるとか、あるいは近隣との連絡とか相談、さまざまな要因から退避中の避難の指示があっても、屋内退避の指示があっても外出をしなければならない、やむを得ないところが出てくる。また一時集結に参集する場合には混乱することも予想されまして、その移動中、車中

とか、あるいは屋外において過ごす時間が延びるということで、そこで放射性ヨウ素を取り込む、そういった危険性が出てくるんじゃないかと考えております。

次に、一時集結所で医療スタッフが関与して安定ヨウ素剤を配布するとされておりますが、現実的には災害現場の大きな混乱の中で十分に説明する時間をとることができないのではないかと、困難ではないかと考えます。

また、原子力防災訓練、実際にあつたんですが、実際に緊急配布の訓練をやりました。それに参加した職員から、緊急時において、一時集結所で安定ヨウ素剤を配布する、これが本当に円滑にできるのかといたら、やっぱり非常に困難であるというような意見を聞いております。

さらに八幡浜市もリアス式海岸、海に面して急峻な地形の多い地域でありますので、地震による原子力災害が発生した場合、津波や土砂災害等によって道路が寸断される、こういったことも多く考えられます。市民が安定ヨウ素剤の配布場所である一時集結所へさえも行けない、そういった孤立地域ができることも十分に考えられる。

そのような観点から、安定ヨウ素剤については、放射性ヨウ素による内部被ばく、これに対応する保護効果に限定されていますよといったことは放射能に対する万能薬ではありませんよ、あるいは、服用のタイミングも重要です、副作用等々もありますよというような説明を事前に丁寧に説明をした上で、安定ヨウ素剤を事前配布する。これが住民の安全確保の観点から、よりベターになるのではないかなというふうに考えておりますので、より安全な対応として事前配布をどう考えておられるのか、この点、1点について聞きたいと思えます。

更田委員長 ありがとうございます。

安定ヨウ素剤については、人々の健康を守るといういわゆる安全の観点だけではなくて、どうも安心の観点とも強く結びついているところがあるように思えます。非常に安定ヨウ素剤は服用によって被ばくを防げる、ないしは影響を緩和することができる、何か行動をとることによってという防策の中でも積極的といいますか、ある行動をとることによって対策となり得るというものであるだけに、クローズアップが極めて強くされていますけれども、おっしゃったように、服用のタイミングも重要で、早く飲み過ぎても、実際に放射性のヨウ素に触れたときに体内にとどまっていなければ効果を持たない。一方、万一放射性のヨウ素を体に取り込んでしまった後に服用すると、今度は放射性のヨウ素が出ていきにくくなりますので、かえって害が。ですから、タイミングが非常に難しい。

それから、副作用の問題に関して、最近、お医者様にお集まりいただいて安定ヨウ素剤について検討していただきました。確かに副作用はあるけれども、しかし、それは非常に可能性としては小さい。妊娠をされている方であっても、これは必要な、服用指示があったときはやはりぜひ飲んでいただきたいと。

それから、線引きはあれですけども、40歳以上の方々は安定ヨウ素剤の服用をそれほど強く気にされる必要はないというのは、これはお医者様の見解で、先ほども申し上げましたけれども、やはり若年者、特に小さなお子さん、そして妊娠をされている方に対して手厚く、ぜひ考えていただいて、もちろん、高齢の方であってもご希望される方にはというのはあるとは思いますが、やはり、本当に手厚く守らなければいけない人に向けてのという視点がとても大事だろうというふうに思います。

最近の検討について、これは伴委員から加えてもらおうと思います。

伴委員 まず、その前に、御指摘いただきましてありがとうございます。

安定ヨウ素剤の配布に関しては、確かにいろんな考え方があって、もっと幅広く事前配布をすべきではないかとか、そういうこともあるのは承知しておりますが、仮に、ただ、それを一律にやってしまうと、自治体の負担も非常に大きくなるということがあって、現状のように原則PAZでは事前配布ということを申しておりますけれども、ただ、先ほど、知事がおっしゃったように、やはり、個別性というのはあると思います。地域の特性に応じて、そこを変えたほうがいい場合もあると思いますので、非常に特殊な状況においては、たとえPAZでなくても、事前配布をしておいたほうがいいという考え方はあり得ると思います。ただ、それを全ての一般原則に広げてしまうのは、どうかなというのが私たちの考えではございます。

それで、今、委員長から説明のありました検討チームなんですけれども、この問題に詳しい医師、それから薬剤師の方々にメンバーになっていただいて、純粹に科学的観点から、それから、またプラクティスの観点から配布の実務の観点から御検討いただきました。

その中で幾つか重要な結論があるんですけれども、一つは、やはり、まず子どもが優先されなければいけない、子どもと胎児のことも考えれば妊婦さんですね。ですから、配布に当たっては、とにかくお子さんと妊婦さんに確実に行き渡るようにする。そこをまず優先してくださいというのが一番大きなメッセージだと思っています。

それから、副作用に関しては、ないわけではないけれども、でも、これまでの海外の経験等からすると、重大なものはそんなに心配しなくてよさそうだと。だから副作用を心配

するよりも、必要なときに必要なタイミングで飲んでくださいということです。

それと、あと、もう一つは、地域の医師会と薬剤師会の御協力を得て、必ずしも説明会を開かなくても薬局で事前配布をするという形を模索してはどうかということで、それはある程度、現実味を帯びておりますので、今後、そういったことも含めて原災指針、それから、配布マニュアルの改訂を進めていく予定でございます。

大城市長（八幡浜市） ありがとうございます。

少子高齢化の時代ですので、なるべく子どもたち、妊産婦だけでも助けたい、飲むタイミングにそれが届けられなかったときが一番自治体としても後悔しますので、事前配布として、タイミングさえ間違えなければ、安定ヨウ素剤が手元にあるよといったような状況はつくりたいと思っております。

それと、先ほど言われた自治体の負担が高くなると言われたのは、どういう観点で高くなるということなんですか。

伴委員 今までいろいろなところでお話を伺ったのは、薬局で配布するという形がなかったものですから、今のところないものですから、必ず説明会を開いて、医師の問診を受けた上で配布をしなければいけないと。そうすると、それを主催する自治体の負担も大きいですし、やっても、やはり、なかなか来られない方もいらっしゃるのでは、それで難しい。さらに、有効期限がございますので、それを何度も何度も繰り返すのは非常に大変であるという問題もございました。有効期限に関しては、これまで3年だったんですけども、丸剤に関しては、この4月から出ているものは5年になりましたので、その点、もう少しやりやすくなったのではないかと思います。

大城市長（八幡浜市） よろしく申し上げます。

更田委員長 ありがとうございます。

それでは、大洲市の二宮市長、お願いします。

二宮市長（大洲市） 大洲市長の二宮でございます。本日は、このような意見交換の場を設けていただきまして感謝を申し上げます。

大洲市は、面積の約7割、人口の9割がUPZ内にある自治体でありまして、同じくUPZ内にあります西予市さんと愛媛県、四国電力と発電所周辺の安全確保等に関する覚書を締結しております。この覚書によって、県、伊方町、四国電力で締結しておられる安全協定に基づく通報や報告があった際には、同様に速やかに通報や報告をいただいているところであります。

また、県が安全協定に基づく、また調査を実施する際には、大洲市からも職員を同行させ、発電所の状況を確認しております。

こうした信頼関係のもとで、市民の安全確保を最優先に原子力防災体制の充実・強化を図っておりますので、原子力規制委員会には引き続き御指導を賜りますよう、まずお願いをさせていただきたいと思っております。

私のほうから何点か準備しておったんですけれども、既に知事さんをはじめいろいろ御意見、御提言いただきました。

まず、1点目、乾式貯蔵の安全性につきましては、もう既にお話しいただきましたので、私のほうからは厳正な審査を一つお願いをさせていただいておたらと思っております。

それから、2点目に、安定ヨウ素剤の緊急配布の関係なんですけれども、これも、今、大城市長さんのほうからお話をいただきました。この件につきましては、できましたら、市民の皆様がわかりやすい広報での周知等にまた御指導を賜ればと思っております。

3点目の屋内退避の有効性につきましてもお話をいただきました。UPZに立地する大洲市の住民避難計画では、原子力災害対策指針に基づきましては、まず、屋内退避を実施し、放射線量率が基準を超えた地域が避難するという仕組みになっております。しかしながら、私どもは市民からも安全に身を守ることができるのかとかというような不安の声もお聞きしております。先ほど御助言等いただいたわけなんですけれども、この件につきましても住民の皆様がわかりやすい言葉で広報していただけるようなことを御指導いただければと思っております。

そして、4点目に一つ御助言をいただけたらと思うんですが、このオフサイトセンターの役割なのでございますけれども、原子力の災害時、もし万が一の場合には、住民の避難指示、防護措置の実施方針等、重要な意思決定は官邸等の中央で行われるようになるのではないかと捉えております。そのような中で、このオフサイトセンターに当市からも職員を派遣することとなっている現地対策本部となるオフサイトセンターの活動や役割について、万が一の場合にこうあるべきではないかというような御助言があれば、いただけたらと思っております。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいいたします。

更田委員長 ありがとうございます。

1つ目の乾式貯蔵、先ほどもお答えをいたしましたけれども、厳正な審査とともにできるだけ丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。

2つ目の安定ヨウ素剤、これも最近、お医者様、それから薬剤師さんに参加をいただいて、医学的観点、科学的な観点からの御報告をいただきましたので、これをやはりわかりやすい形で住民の方々にお届けするのが役割であろうというふうに思います。

3つ目、一つ重要なのは、東京電力福島第一原子力発電所の際に、命を奪われたのは、無理な避難行動によって、動かすのが困難な方々に対して、ある意味、無計画などと言っていいと思いますけれども、移動を強いてしまったために、多くの方々が、双葉病院の例がよく知られておりますけれども、これをやはり厳しく反省しなければならない。そういった意味で、避難行動というのは、やはり計画に沿って、そして、また指示に従っていただいて、落ちついて行っていただくことが重要で、これもやはり理解いただくように周知、説明は大変重要であろうと思いますし、また、発電所までの距離で、今、一律に議論するというのはなかなか難しい話だと思います。というのは、UPZ圏外へ向けての移動時間の概念からすれば、距離だけではかかれるものではないでしょうし、それから南北方向の移動、東西方向の移動に関して、道路等の状況をきめ細かく考えるということは重要であろうと思いますし、道路整備、知事さんからも御指摘がありましたけど、大きな手だての一つであろうとは思っています。

4つ目のオフサイトセンターに関しては、私は今後も議論を重ねていかなきゃいけないと思っていまして、というのは、原子力発電所の事故が起きるとき、多くの場合は自然災害と重なっていると考えべきで、大きな地震であるとか、津波であるとか、原子力発電所だけが事故を起こすというふうに考えるのは、現実味を欠いていると思います。そうすると、複合的災害ということになると、県庁は県知事さんのもとで一般災害に対する司令塔になっている。一方で、原子力発電所に対しては、オフサイトセンターに原防担当の副大臣がこちらへ移動することになっていきますけれども、悪い意味では二頭体制になってしまわないかと。原子力発電所から、先ほど避難のお話がありましたけれども、正しい避難行動であるとかといったものに関して判断し指揮をとるときに、自然災害における状況、例えば、道路がどう遮断されているか、橋が落ちていないかというようなことは大変重要で、そうすると、このオフサイトセンターが県庁から離れていることのデメリットも考えなければならないと思っています。

オフサイトセンターの、中越沖地震ですか、過去の教訓から整備をされたもので、さらにこの地域で言えば、置かれている位置に関しても御検討いただいて、発電所から離してという形で、3年前に新しいオフサイトセンターになっていますけれども、さらに、やは

り、継続的な改善に向けてと思いますのは、まだこれからの大きな検討課題になっていると思うのは、複合災害のときに、このオフサイトセンターにおける意思決定や対策に関わる議論というのが、県庁とどれだけうまくリンクできるか、そこで政府の果たす役割、オフサイトセンターはテレビ会議で原子力規制庁、それから官邸と3者でつながる形にはなりません。一般災害の情報も入ってくる形にはなりますけれども、県庁とオフサイトセンターの位置関係というのは、愛媛県だけではなくて各地域ごとに、まだ検討の余地があると思っておりますし、また、さらに、ぜひ、訓練される際には、自然災害の情報がオフサイトセンターにきちんと入るか、また、発電所の状況が自然災害の対策を打っておられる県庁のほうへ入るかといったようなところは、大変重要な視点だと思いますので、ぜひ、私たちも考えてまいりますし、また、御地元のほうでも複合災害を意識した訓練、検討を重ねていただければというふうに思います。

二宮市長（大洲市） 1点だけ最後をお願いをさせていただけたらと思います。

先ほど話が出ておりましたけれども、万が一の場合の避難路を、これは本当に命の道ということになると思いますので、愛媛県の南予地方、自動車道路の整備が非常に遅れております。そういったことで、自動車道路の4車線化とか、避難路の整備について、規制委員会のほうからも、どうか後押しを政府のほうにさせていただければとお願いをさせていただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

更田委員長 ありがとうございます。

それでは、西予市の管家市長、お願いします。

管家市長（西予市） 西予市長の管家でございます。本日の会場であります愛媛県オフサイトセンターの所在地の市長でございますけれども、規制委員会の更田委員長、そして、伴委員におかれましては、遠路こちらのほうへお越しいただきましてありがとうございます。このように地域の声を聞くという取組をずっと続けられておられて、この伊方の原発の関係地域にも足を運んでいただいたことに関しまして、感謝をまず申し上げるところでございます。

当市は、伊方発電所のUPZ圏内に約人口7割、2万8,000人ぐらいの方が居住をされておられて、原子力防災訓練への参加とか、広域避難計画の策定等、愛媛県、並びに周辺自治体と足並みをそろえて、重大事故対策を今進めているところでございます。

また、電力事業者である四国電力におかれましては、厳しい規制基準への適合、さらに、

その上に先ほど知事のほうから何点か説明がありましたけれども、えひめ方式による対応の徹底と常に住民、周辺自治体と向き合って真摯な対応をしていただいておりますことに敬意を表する次第でありますし、今後ともこの活動を継続していただきたいなど、そのように思っているところでございます。

せっかくの機会ですから、何点か発言をさせていただこうと準備をしておったんですが、先ほど、大洲市長さんが言われましたように、今まで知事をはじめ皆さんが大体私が質問する部分を言っていたいておりますが、準備しておりますので、何点か言わせていただきますが、まず、1・2号機の廃炉作業についてであります。今、3号機の再稼働運転をされております。委員会の厳しい審査と四国電力の御努力によりまして、今、安定した運転が実施されておりますけれども、1・2号機の廃炉という英断を下された四国電力のことに関しまして、今後、十数年の単位での作業であるというふうに、私どもは思っているところであります。四国電力にとっても初めての作業も多いと思いますが、規制委員会としてもしっかりと監視体制のもと、関係省庁と連携した政府一丸となった対応で現場の安全確保に万全を期していただきたいなと思います。

更田委員長が安全神話の復活を許さない、そしてゼロリスクを語らないということが規制委員会のもとであるというふうなことを言われたのを前にお聞きしたことがあるわけですが、そういう観点の中で、やはり、人がすることでするので、いろんなちょっとしたエラーというものは起こる可能性があります。そういうところは見逃さず、やはり、電力さんにおいては、日常の作業の中で緊張感を持ってもらうことはもちろんでございますけれども、そういう監視のところをしていただきたいなと思っております。

それと、避難計画ですが、実効性の確保であります。これまで愛媛県においては、関係機関が連携して愛媛県原子力防災訓練を毎年実施をされ、海上を使ったもの、陸上を使ったもの、そして毎年毎年避難計画を修正もされたり、問題点を見つけて見直しを行っておられますが、昨年の7月に南予地域は西日本豪雨災害で大きな被害を受けました。そのときに土砂災害、浸水の災害等によりまして、通行が不可能となった、そして多くの集落が孤立したという実態がございます。

UPZ圏内は原則陸路による避難となっております。先ほど言われましたけれども、自然災害の複合災害で原子力の災害がもし起きるとすれば、そういうことが一番考えられるというお話もあり、市民の皆さんもそのことが一番不安に思われている点であります。

道路の整備というものは大変重要であると思っておりますし、命の道として、今まで原子力災

害に限らず県のお力をかりながら強く要望してまいりましたけれども、このことにつきまして、格段のお力添えをいただきたいなと思っております。

屋内退避については、先ほどお話がありました、私どもも屋内退避について曖昧なところがあるなというふうに感じております。安定ヨウ素剤の服用については、先ほど御説明いただきましたので、構いませんが、ここもちょっと心配なところございました。

それと、委員会の直接的な管轄から外れるかもしれませんが、先ほどから出ております乾式貯蔵が永久的になるのではないかなという懸念の声も聞きますので、そういうところについては、今後、国のエネルギー政策の考えも含めて方向を示していただきたいなというふうに思っております。

特に高レベルの放射性廃棄物の最終処分、低レベルも含めてでございますけれども、先ほどから、その方法、場所というのがなかなか決まっていけないというお話も伺いましたけれども、そうすると、それを地元で構えよというような議論にならないように、そういうところら辺も含めて場所の選定というものも考えていただきたいなと思っております。

最後になりますが、このような会、第1回目ではございますけれども、できれば定期的にこういう会が開かれることを望みまして、私の意見とさせていただきます。お願いをいたします。

更田委員長 ありがとうございます。

まず、1・2号機の廃炉で、これもざっくりと申し上げますと、廃炉作業に係る規制というのは、運転を目指す炉に対する規制ないしは運転中の炉に対する規制とは異なった側面があると。なぜならば、発電所であれば、何か違反なり不十分なところがあれば、運転停止を命ずるなど、さまざまなやり方があります。もちろん事業者はそこから事業ですから、発電所を動かすということに関して強いモチベーション、動機がありますので、そういった意味では、規制等のいい意味での対立関係において、発電所の規制というのは成立しますけれども、廃炉の場合は、何か不具合があったときに作業中止を命じても、廃炉作業そのものが利潤を生み出すわけでは事業者にとってないわけですので、どちらかというところ、できれば早く進めたいという思いは私たちも共有する形になります。

特に、今、東京電力福島第一原子力発電所で非常に困難な廃炉作業が進んでいるわけですが、あそこの規制を通じて感じるのは、発電はやめてもらって構わないわけですが、廃炉作業はやめてもらったら困るという話なので、推進と規制の分離というのは大事なんですけども、廃炉作業に関しては、私たちもてきぱきと早く進んでほしいというふ

うに思いますので、まだ四国電力の場合は動いているのが1つありますから、そういった意味では四国電力全体として捉えてという規制が可能ではありますがけれども、廃炉作業の規制なりの難しさというものはあるんだろうと思っていますし、特に作業者の方の安全というのは、廃炉作業に関して重視をしていかなければいけないと思いますし、さらに3つ目の乾式との絡めてもおっしゃいましたけども、やはり、低レベル廃棄物の処分の問題、これはぜひ四国電力にしっかりとした努力をしてもらわないといけないと思います。特にピット処分、トレンチ処分といったのはレベルが低い、濃度が低いだけに、非常にかさばるものですから、こういったものの処分についてどう考えるかというのは、事業者に大きな説明責任があるだろうと思いますし、スケジュール感といいますか、計画を示すことは重要であろうというふうには一般論として言えると思います。

2つ目の避難計画ですけども、避難計画は確かに経路に関してはさまざまな検討の余地があるだろうと思います。県道、国道を介してというルートが地域防災計画で立てられていますけれども、やはり、それぞれの例えば移動時間等に関しても、徐々に手をつけていくということは重要であろうと思います。

それから、乾式貯蔵が長くないようにと、これはどこのサイトでも非常に大きな関心であろうと思います。私たちとしては、プール貯蔵、プールに入っている燃料の数が多くなり過ぎないように、それから徐々に減らすようにというのは強く求めていきたいと思っています。乾式に関しても、これはサイトから出ていこうとした場合ですと、再処理工場ないしは、BWRの場合は既に基地がありますけれども、中間貯蔵基地へ向けてということですけども、これも事業者、四国電力が計画立てて、使用済燃料が再処理に行く量も、これはプルトニウムの製造量との関係で、仮に六ヶ所の再処理工場が動いたとしても、どんどん、では、使用済燃料がそっちへ向かうかということ、そういう状況が見通せるわけでもありませんので、これはしっかり四国電力に考えてもらう必要があるだろうと思いますし、率直に言うと、これは経済産業省の関与が非常に大きいとは思いますが、私たちも政府の一部ではありますので、しっかりと考えていきたいというふうに思います。

それから、定期的は、ぜひ、よろしく願いたいします。

中村知事（愛媛県） 今の話の中でなるほどと思ったのは、稼働については電力事業者の利潤を生むものだから、非常にモチベーションも上がるけども、廃炉はという話だったんですけど、本当にそうなのかなと、疑問を感じる時があるんですが、例えば、今、日本国内で小型のガスタービン型の廃炉というのは経験がありますけれども、現在、福島で

やられているのはあくまでも沸騰水型の廃炉が進んでいると。伊方のような加圧水型の廃炉というのは全く未経験のフィールドになるんですが、例えば、仮に規制庁もかみながら、最先端かつ安全な加圧水型の廃炉マニュアル、実際に行って、これができたら、世界の廃炉に事業として展開することも可能になってくるような気がするんです。ですから、非常に廃炉というのは、新たな挑戦ではないかなというふうな見方もできるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

更田委員長 もちろん、廃炉は廃炉ビジネスという言葉がありますけれども、効率的に、かつ費用の問題もありますけど、短期間で。ただ、どうしても廃棄物の問題との関係は非常に強いですし、これは後で四国電力から意見をもらいますけれども、四国電力はもともと原子力技術に関しては、チャレンジをする会社だというイメージを持っています。割と基本的な技術等に強い関心を見せる会社で、そこは四国電力のいいところだと思っていますので、けしかけるわけではないですけれども、廃炉についてもチャレンジをしてもらいたいと思います。

というのは、例えば、既に提案としてあるのは、蒸気発生器は非常に大きなものです。金属が多くを占めていて、1次系が細管の中を通りますから、汚れているところは汚れてはいますけれども、うまく汚れているところと、そうでないところを分離する。例えば、はつるような形で分離することができて、全体を溶かすようなことをして、きちんと濃度を抑えることができたら、これは蒸気発生器の廃炉としては技術革新ですし、廃棄物の量も小さくできる、少なくできる。そういった意味では、ビジネスとして成り立てば、強い、事業者にとって動機づけになるでしょうし、それから、やはり、短い期間でさっさと片づけるということは、四国電力にとってもとても有益なことであると思いますので。

ただ、やはり、どことなく発電炉に対する規制とは、私たち自身も多少促すというか、悪い言葉で言うと、けしかけるようなところがあつたほうが廃炉作業というのは、うまく進むんじゃないかというふうに感じております。

ありがとうございます。

伴委員 ちょっと質問なんですけども、先ほど、屋内退避に関して、曖昧なところがあるとおっしゃったんですけれども、その意味合いを教えてくださいませんか。

管家市長（西予市） 先ほど説明を受けたので少しわかったんですけれども、屋内退避というよりか、危険なところから最初は逃げないといけないというような考えがあつて、屋内にいるのであれば、先ほど、外から空気が入らないように換気扇を使わないとか、空

気に入らないような予防をすとか、そういうようなお話、そういうものと、それと、どういう段階で屋内がいいのか、やっぱり逃げないといけないのかというところのことについて、指示があるんであるうとは思いますが、その基準とか、そういうものがあれば、知りたいなというところでございます。

伴委員 それは先ほど委員長も申しあげましたけれども、必ずこうすればいいというのは、やはりない。それは事故というのは、どういう展開を示すかわかりませんし、どんな事故が起きるかもわからないので。ただ、基本はやはり放射性物質の放出が起きているさなかに外に出るのは、これは絶対賢くないよねということで、それが放出される前に予防的に避難するか、あるいは、放出されているときには屋内にとどまるかということで、ある程度、離れた地域の方々については、屋内にとどまっていたら、十分安全確保できるのではないかと、大原則ですよね。ですから、おっしゃったように、最終的には国から指示が出ることになりましても、そのときに関係者がきちんと細部にわたって、どういう状況の方々がおられるのかというのを把握しつつ、適切なタイミングで、「屋内退避してください」ということもそうですし、あるいは、もう屋内退避をやめるタイミングというのは非常に重要になりますので、何日間も屋内にとどまってくださいというのは絶対できないですから、そのタイミングというのも適切に指示をする。それを住民の方々に適切な指示が来るんだということを信頼していただくようにするのが大事なんだろうと思います。

管家市長（西予市） ありがとうございます。

更田委員長 ありがとうございます。

では、宇和島市の岡原市長、お願いいたします。

岡原市長（宇和島市） 宇和島の岡原でございます。どうぞよろしく申し上げます。今回、このような機会を設けてくださいますと、誠にありがとうございました。

当市では、UPZ圏内に1,584世帯、4,263名もの人口を抱える自治体といたしまして、普段は愛媛県を通じて御要望等々をさせていただいているところでございます。

当市といたしましても市民の安心・安全を最優先に引き続き原子力防災体制の充実、強化を図っていききたい、そのように考えているところでございますので、原子力規制委員会におかれましては、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私も数点、発言をしようとして準備をしていたところでございますが、本当にもう全てかぶってしまっているところですので、その中でも重ねて申し上げることだけ端的にお話をさ

せていただきたいと思います。

昨年度の市議会におきましても、乾式貯蔵についての質問等々がございました。それについて、先ほど、厳正な審査と丁寧な説明ということで、これからもやっていただくということですので、そういったものに対する説明等々もこれからはしっかりお願いをしたいと思うところでございます。

それと、伊方原発の1号機、2号機の廃炉につきましては、今、西予市長のところでしょうかお聞きをしたところでございますけれども、これにつきましては安全かつ着実に進められるよう、さまざまな御指導をよろしくお願い申し上げます。

あと、知事のほうからもえひめ方式という言葉で、これからは最新の知見等々で高めていただいた上で、愛媛ならではの考え方で四電さんともお話をしていくというところでございます。

そして、繰り返しになりますけど、規制委員会の皆様方から繰り返し厳正な規制と丁寧な説明を心がけていくというお話を頂戴いたしましたので、それらの姿勢でこれからは臨んでいただきたいと思います、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

更田委員長 ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、乾式貯蔵、それから、1号機、2号機の廃炉に関して、廃炉に関しては、やはり、新しい課題というのもあるだろうと思っておりますし、これは特に事業者との間で、四国電力との間の意思の疎通、共同理解を持つことが大変重要だと思いますし、また、廃炉が円滑に、かつ速やかに進むことは、これは安全の観点からも、それから四国電力の利益にとっても重要だろうというふうに思いますので、これはぜひしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

繰り返しますが、厳正な規制と丁寧な説明を心がけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、伊予市の山先副市長、お願いします。

山先副市長（伊予市） 伊予市の山先でございます。本日は、このような機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます

伊予市は、市域のほとんどが伊方発電所から50kmの圏内に位置をしております。そのうちの双海地域の7地区、市全体の1.8%に当たります292世帯、672人がUPZ圏内で生活をし

ているという実情でございます。

幾つかお尋ねをするということで用意をしてございましたが、さきに御発言をいただきました皆さんと重複をいたしますので、少し角度を変えて、1点お尋ねをいたしたいと思っております。

今月の8日に経団連が原発の再稼働、あるいは新增設を推進すべきという政策の提言を出されました。経団連の会長の記者会見で原発の運転期間を最長60年からさらに延長するべく、技術的に検討すべきと言及したとの報道がございました。

原発の存続・廃止は、国のエネルギー政策によるところが極めて大きいため、国の御判断に委ねるよりほかはないと考えておりますものの、原発の運転に関して、大方の民意は、原発への依存度を減らしてほしいというものだろうという認識でございます。

市民の安全と安心を守るという私どもの立場から、原発の運転期間の延長について、規制委員会の御見解があれば、お伺いをいたしたいというように存じます。

以上でございます。

更田委員長 ありがとうございます。

経団連からそのような提言があったことは報道等を通じて承知をしておりますけれども、そもそも現在、原子力発電所の運転期間40年、それから最大20年、合計で最長60年、それから運転期間をどのように考えるかというのは、これは東京電力福島第一原子力発電所事故の後、国会において、技術的なものだけではなくて、幅広い議論が重ねられて法律として成立しているものです。

したがって、行政機関である私たちは、その法律を遵守するということが、これは責務である。したがって、当然、経済界にそういったような意見があること、ないしは、そういったものを提言としてまとめられること自体は否定をするものでは決してありませんけれども、しかし、それは国会において、例えば、仮に期間、カウントの仕方であるとか、あるいは全体の期間であるとかといったものの議論がなされるとすれば、それは法律として成立しているものである以上、国会において議論される余地のあるものであって、私たちの姿勢は、あくまで、あの厳しい反省の中で成立した法律を遵守するというのが私たちの立場であります。

山先副市長（宇和島市） ありがとうございます。

更田委員長 ありがとうございます。

それでは、内子町の稲本町長、お願いします。

稲本町長（内子町） 内子町長の稲本でございます。

もうそれぞれ知事さんをはじめ皆さん方が御質問され、また、御説明を受けましたので、私のほうからは1点だけお話をしたいと思います。

内子町は、UPZに世帯数が54世帯、人口にしまして129名のこの地域がUPZに入っております。その地域は計画に基づきまして安定ヨウ素剤の服用訓練、あるいは避難訓練等々、計画に基づいてやっているわけですけれども、この地域から一、二キロ離れたところに本町の中心市街地があります。人口が密集しております。御存知のように、東日本大震災が起こったときに、飯館村は原発から50km～100kmのところに位置していました。全村避難されたわけです。全村避難を余儀なくされたということです。ですから、UPZ内は当然計画に基づいて訓練等々やっていくわけですけれども、UPZ、30km以外のところをどういうふうに私たちは見ていったらいいのか。もちろん、UPZ内の対応に準じた形というような、国からのそういうことに思っていますけれども、私たちは町として、町民の皆さん方の生命を守るということは最大の責務でございますから、町として全町民の安定ヨウ素剤を確保しております。1万7,000人弱ですけれども、出せるように確保しているということ等も含めまして、今後、そういう30km外をどういうふうに考えていったらいいのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

更田委員長 今、お話を伺いながら、地図を見ていたんですけれども、確かに避難元とされるところから、もう本当にすぐ近くに町の役場があって、しかも、現在考えられている避難経路、それから代替経路等を考えても、方向としては、これでいうと北東ですか、北東方向へ全てそちらに流れる形になっているので。

このUPZに関しても、従来の防災の考え方からすると、広くってはあるんですけども、事故の条件によっては、応用問題が恐らく幾つも出てくる。日本は島なので、こういうことは起こりにくいですが、海外の例で言うと、大陸性の気候なんかの場合には、周辺よりも、むしろ離れたところが結果的には放射線量が高くなるというみたいな例があって、というのは、非常に安定した大気のもとに上に上がって、流れて、降雨でおりてというような例が実際にありますので、距離だけで一律議論をするものでもないだろうと思っていますので、そういった意味では、UPZ圏外に関しても、もちろん自治体としては御関心をお持ちになるだろうし、ただ、これは正直言って、UPZ圏外となったときには、何をどのぐらい考慮するべきか。それから、一般則がなかなか成立しづらくなって来るだろうと思います。PAZのように、ごく近傍の場合、これはとらなきゃならない手段というのが地域

性に関わらず決まってくるところはあるだろうと思いますけども、30km以上離れてUPZ圏外となったときというのは、非常に一般論で語るのは難しく、特に内子町の例で言うと、一部の住民の方々がUPZ圏内に入っていて、さらにそれにほぼ隣接するかのように町役場があって、さらに避難経路として考えられているものが概ね東方向のものもありますけども、北東部にある方向へ流れていると。そうすると、ここ独自のものを考えなきゃならないでしょうし、さらに言えば、中央構造線側、要するに瀬戸内海側は自然災害と重なったときに、自然災害の影響を考えなきゃならないでしょうし、また、ちょっとこれは細部について私は承知していませんけども、地震のときにどこが弱いかというようなことも大きな影響を受けると思いますので。

特に発電所から離れれば離れるほど、手厚い防護は当然近いところのほうが必要ではあるんですけども、ただ、離れれば離れるほど、一般論で語ることは難しくなってしまうというのであろうというのは、今、とっさにちょっと思いました。

これは内閣府の原子力防災、それから、地域の方々とも、今後ともコミュニケーションをよくとって、きちんと考えてまいりたいというふうに思います。

稲本町長（内子町） よろしくお願ひします。

伴委員 御指摘、ありがとうございます。

UPZを越えて影響が及ぶという事態は極めて考えにくいとは思いますが、絶対ないとはやはり言えない。ただ、UPZというのは、その外にまで影響が及ぶことはありませんと宣言しているわけではなくて、UPZの中であれば、一応重点的に、事が起きる前に備えをしっかりとっておきましょうという、その線引きでしかないということですね。

万が一、飯館村の例をお出しになりましたけれども、UPZを越えて影響が及ぶようなことがあれば、そこは臨機応変に対処するしかないというのが実態でございます。その場合に、ただ1つ言えることは、PAZであれば、やはり、一刻を争う状況が生じ得るということですね。大規模な放出が起きる前にとにかく避難をしていただくような時間との争いというのがありますけれども、遠く離れれば離れるほど、そういう厳しさは少しはなくなるだろうと思います。ですから、ある程度、時間的な余裕をもって、そこにとどまり続けると、やはり被ばくが多くなるので移転していただく必要があるかもしれないというようなことを考えて手を打っていく。そのときに、やはり、モニタリングを、測定をきちんと行うことが大事になりますけれども、UPZの外のモニタリングに関しては、これは国主導できちんと行うという方針はできておりますので、そういう形で臨機応変にやっていきますとし

か、今は言いようがないです。

更田委員長 ありがとうございます。

一通り知事さん、首長さん方からは、御出席いただいている方から御意見いただいたんですけれども、これまでの議論を踏まえて何かありますでしょうか。

中村知事（愛媛県） ちょうど、私、就任した直後、数カ月後が東日本大震災だったので、今、9年目の仕事をさせていただいているんですが、それから、ずっとこの伊方の問題と向き合ってきた経緯がございます。それであるがゆえに、これまでの取組は全部公開オープンにしながら、かつ、えひめ方式と最初に説明させていただいた地域ごとに特性があるので、ほかの地域のことにはわかりませんが、かなりの要請を事業者にしてきたいきさつがございました。

ただ、思うんですけれども、こうした地域独自の取組、規制庁、規制委員会のほうは全体的ないろんな取組、標準ケースを想定されていると思うんですが、個別の取組の中にも、場合によっては、例えば、先ほどの隠し事をしないえひめ方式なんかは、全国標準にしてもいいような取組もあるような気がするんですね、私ども以外でも。そういった点については、どうお考えでしょうか。

更田委員長 まず、特にこの国において、日本のような自然環境において、発電所の安全性を考えるとときには、サイトごとに見るということがとても重要であろうと思っています。やはり、地震、津波、それから、そのほかの自然災害をこうむる脅威の強さというのは、サイトごとに異なりますから、私たちは、ぜひ、サイト自体で見ていかなければならない。

さらに、えひめ方式とおっしゃった、その内容も私たちは承知をしております、というのは、新たにとった対策がそれまでにとった対策に悪さをしないかどうかを確認しなきゃならない責任を負っています。ですから、四国電力の例えば自主対策であっても、私たちは、それを把握しようとしています。

というのは、対策というのは、重ねれば重ねるほどいいかというと、必ずしもそうでないケースというのが技術的には生まれてきてしまいますので、新たな対策をとったときには、新たな対策の効果だけではなくて、既存の対策に悪さをしないかどうかというのが重要な視点なので、安全対策の全体像を把握するように努めているところです。

それから、1つの発電所でとった良好事例が展開されるということは、とてもいいことだと思っているんですけれども、ただ、ぜひ、その展開はできれば事業者の自主努力で展

開してほしいと思っているんです。

というのは、例えば、四国電力が伊方発電所でとてもいいことをやった。では、これは全国一律にしようと規制委員会が乗り出して、各発電所に全部にそれをやれというのと、どういう状況が生まれるかというのと、いいことをすると、全国一律にそれが必要になっちゃうんだと思うと、いいことがしづらくなるんですよ。

事業者の提案をとってもいい提案であっても、必ずしもそれをすぐに規制に取り入れることがいいわけではないと思っています、というのは、1Fの海水ポンプがむき出しで海岸沿いにあることってどうよというようなのは、東京電力の中にだって、東日本大震災前から声としてあったというふうに聞いています。それから、例えば、中部電力、その他の電力会社の中でも、こういった改善をすれば安全性は向上するだろうと。ところが、それが必ずしも常に規制の取り上げる形になると、どうしても、いい提案をすることの手を挙げる勢いが鈍るんですね。

ですから、私は、よい提案は規制が取り上げて要求化するということは危険だと思っています、できるだけ、四国電力がよいことがあったら、それは四国電力がぜひ電事連かどこかへ行って宣伝して、「関電さん、こんなのどうですか」とやってもらったほうが、私は健康な状態だと思っていますので、1人の子がいいことをしたら、みんなも見習えと先生が言う教室というのはあまりというふうに思っております。

中村知事（愛媛県） ありがとうございます。

それと、ちょっと数字の訂正だけさせてください。戸別訪問を実施要請したんですけども、さっき、私、発電所から2km、3万軒と言いましたが、正確には20km、発電所から20km圏域に2万7,000戸の家があるので、それを1軒1軒全部歩いていただきたいと。電力会社は平成23年から6、7回やっていると言いましたけれども、10回やっています。

更田委員長 ありがとうございます。

管家市長（西予市） すみません、先ほどの廃止の1号、2号炉関係で、委員長さんから廃止の期間は短いほうがメリットがあるんじゃないかというふうな御意見があったと思うんですけども、私どもが四国電力から伺っているのは、通常30年やるのを40年かけて、じっくりとやるので、より安全な方向なんだというふうにお伺いをしているんですが、その辺、もう少しお聞かせをいただいたらと思います。

更田委員長 それはむしろ四国電力に経営方針というのがあるだろうとは思いますが、それから、例えば、雇用ですとか、いろんな関係があるではあるだろうとは思いますが、という

のは、一般に事業を進めるときに、人を集中投下して、予算も集中投下して、手短に済ませたほうが総費用全体としては小さくなるけれども、では、ある時期になったら、その雇用をどうするか。雇用もやはり企業の社会責任の1つでありますので、さまざまな要素を考えて四国電力が判断されているんだらうと思いますので、そこは規制当局として、長くやるからよくないというつもりはありませんで、それは事業者のほうの裁量、また経営判断であらうというふうに思います。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、山口県の方、後列の方も含めて御意見等がおありになったら、恐れ入りますけれども、手を挙げていただけますでしょうか。

村田さん、お願いします。

村田総務部理事（山口県） それでは一言だけ申し上げさせていただきます。

私ども山口県と、今日、隣にあります上関町は、海を挟みまして発電所から30km圏内のUPZに少しかかっているところでございます。上関町の八島という島でございますけれども、海を挟みまして北北西約30kmにありまして、人口は25名、そのうち20名が65歳以上という島でございます。

万が一、事故が発生した場合には、八島島民は基本的には屋内避難となりますけれども、事態の進展によりましては、島外避難ということが必要になってくると思います。その際には、上関町の定期船によりまして本土側にある避難所に避難することとしております。とりわけ、八島は離島でありますために、荒天等の不測の事態の場合には、国としての実働組織の御支援が必要になってくるかと思っております。

また、高齢者が多いために、高齢者に配慮した避難の実施ですとか、避難情報の伝達について検討が必要かなというふうに思っております。

私どもは、上関町をはじめ関係機関と連携しまして、防災対策に万全を期したいと考えておりますけれども、国からも迅速な情報提供をお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

更田委員長 今、伺ったお話を聞く限りで、あまりに話を一般化するのはよくないかもしれませんが、話を伺った限りでは、よほどのことがない限り、島内にとどまっていたほうが放射線に対する防護上も有益であらうというふうに思います。やはり、福島県で起きた無理な避難行動による被害のほうははるかにリスクは高いと思われまますので、よほどのことのない限りは、屋内退避をしていただいている状態がより安全な判断である

うと思いますけど、ただ、一般論として、島しょ部に対する防護対策というのは、きめ細やかに考えていく必要があると思いますので、今後とも、しっかり、個別の計画を見るときに、きちんと考えたいというふうに思います。ありがとうございました。

伴委員 先ほどもUPZ圏外の話のときに申し上げましたけれども、仮にそこまである程度、影響が及ぶような状況になったときには、少し時間をもって考えることができるかもしれません。今すぐに動かさなきゃいけないとか、そういう話ではないと思いますので、そういう状況のもとで本当に移転していただくのがいいのか、それとも、高齢の方が多いのであれば、放射線の影響というのはそれほど感受性は高くなるので、だとしたら、もう下手に動かないほうがいいのか、その辺をしっかりと考えて、やはり、ケース・バイ・ケースで対応していくというのが大事なんじゃないかと思います。

更田委員長 ほかに、後列の方でも結構ですので、何かありますでしょうか。

新宮市議会議長（八幡浜市） 八幡浜市議会の新宮と申します。

知事の言われているように、特徴特徴、その場その発電所にあると思うんですけど、私たちが住んでいるところは南海トラフの地震とかということで、発生の確率も上がってきていると思うんですけども、それについて、今の規制庁の基準等々については、このまま十分余裕というか、そういうことも安全上、心配がないというようなことで考えてよろしいのでしょうか。

更田委員長 四国電力伊方発電所3号機の審査をする際に、新たに定めた基準に基づいて基準地震動と言われている地震動の検討を重ねました、十分な時間をとって。

まず、伊方の場合は、中央構造線のほうも震源断層の長さを十分に長く取るなどの保守的なより裕度の高い考え方をとって基準地震動を定めたわけですがけれども、その基準地震動の中に南海トラフ側のほうの考慮ももちろんしまして、南海トラフ側からの影響による地震に関して、伊方発電所にとっては中央構造線側に比べると、その中へおさまるとい形になっています。したがって、伊方発電所の3号機、地震に対する審査に関しては、十分な検討、配慮を重ねております。

しかしながら、心配しなくていいというのは、規制委員会が申し上げるセリフではありませんし、また、御安心くださいという言い方もいたしません。正しく心配をしていただきたいというふうに思います。

地震動に関しては、重ねて申し上げますが、十分裕度をとった考え方をとって、伊方発電所の3号機の耐震性は適正なものだとは思っておりますけれども、どうぞ、今後とも正

しく御心配いただきたいというふうに思います。

中村知事（愛媛県） せっかく今のお話が出たので、県として自分の考えとして公表しているのは、南海トラフの場合は、震源地が太平洋、高知県、徳島県沖になると。ここは水深1万mで断層がありますから、メカニズムとしては東日本大震災と全く同じ地震が起こるといって可能性を持っていると。その場合、大きな最大30mの津波も発生するでしょう。ただし、ここでの断層の揺れは、伊方発電所には遠く離れていますから、南海トラフで発生した地震の揺れによって伊方が壊れるということはまずないだろうと。かつ、遠く離れて、しかも内海側に位置していますから、これに伴う伊方発電所そのものに到達する津波は最大でも四点何メートルであるので、10mに立地している伊方には、この心配はないだろうと。

それと、もう一つは、伊方の前面海域は、水深が60mぐらいで、ここは断層があるわけではない……、（先ほどの南海トラフの地震の場合の伊方発電所に到達する津波は）2.5mですね、断層があるわけではないので、基本的には横揺れになるので、津波が発生するメカニズムではないと。よって、津波で10m以上の高さのものが伊方発電所を覆い尽くすという可能性はメカニズム的には、ほぼないと。

もう1点は、さはさりながら、揺れということに関して言えば、今、おっしゃった中央構造線断層帯のほうで発生した場合は、当然、揺れのリスクは生じると。それに伴って規制委員会のほうで検討した、これでも大丈夫だと、絶対というのではないとは思いますが、はじき出したのが650galであるというふうな受け止め方をしているんです。

その揺れでも大丈夫だけでも、それでも壊れちゃった場合、では、どうすれば止められるかと言え、暴走を止めるのは水であって、それをかけるための電源であると。最後の防波堤、最後は海水でもいいんだと。その電源を確保するために最初に冒頭申し上げたディーゼル発電機の配備というのが決まったけども、うちはそれだけではまだだめだと、アディショナルだということで、さらに送電線を設けると、こういう形で、今までずっとえひめ方式というのは進めてきているんですが、この点は、どう思われますでしょうか。

更田委員長 まず、基準地震動650というのは、基準地震動を超えたら、すぐに発電所のどこかが壊れるというものではなくて、耐震は基準地震動に対して十分余裕をもって耐えるようにというふうに、それぞれの設備がとられています。ですから、必ずしも650を超えたからすぐに何かが起きるというものではありません。

そうは言っても、もっと大きな地震が来て、主要設備が地震によってやられたとき、特

に地震というのは心配をしなきゃならないのは、津波よりも守りにくい災害、津波はある方向からやってくる、ですから、防潮堤で中に入れないようにする、万一、中に入っても水密扉等で建屋の中に入らないようにする。入ってきても、今度は機器の水密化等によって水に耐えるようにしておくというふうに段階の守り方ができますけれども、地震って想定を超えるようなものが来たら、その想定よりも地震に対して弱いものは面的にといいますか、一斉に倒れるので、地震というのは、やはり非常に守りにくい、理屈の上では守りにくい災害ですので、であるからこそ、地震の想定に関しては、裕度を重ねてやっています。

したがって、私たちの判断では、650、さらに650を超えたときの対応というのはとれていると考えますけれども、ただ、自治体の御判断で四国電力に要求をされること自体は、これは知事もおっしゃっているように、私たちは、英語で言うと、adequateですけれども、要する適切な要求レベルをとというのは、青天井を求めるというわけにはなかなか規制もいかないので、青天井を求めているわけではなくて、やはりここまでが適正であると考えられるレベルに対しての規制を行っている。ただし、御地元が御地元の判断でそれに加えられるということは、これは私たちは決して妨げるものではありませんし。いいことで進めてしまうと、これはこれでまたちょっとどうなのかなとも思います。ぜひ、それは御地元と、それから事業者との間において決まることであるとは思いますが、ただ、先ほど申し上げましたように、その内容については、私たちも把握するように努めております。

ありがとうございます。

中村知事（愛媛県） もう1点だけ。正しく恐れるという観点から、まさに今の基準地震動の話なんですけれども、この地震動というのは実際地震が起こると、マスコミ報道なんかでは1,000galが計測されたとか、前提条件なしに出されちゃうんですよね。でも、例えば伊方の場合、岩盤での設置場所でのgalじゃないですか。その真上でとったら、もっと大きくなるということが完全に欠落して、地震動というのが公表されてしまうんですね。これがまた混乱を招く原因になっているので、その整理は、こういうものだということは、ぜひ、打ち出しておいていただきたいなというふうに思うんですけれどもね。

更田委員長 そうですね。これは原子力だけを超えた、要するに一般災害も含めての話ですけど、確かに私たちもそれについては悩まされるところが盛んにあって、知事のおっしゃるように、岩盤での加速度と、それから地表面での加速度と、それから同じ下層面と、いいですか、地中の面での同じ加速度であっても、やわらかい地盤であれば、上のほうの

加速度は大きくなりますし、硬い地盤であれば小さくなるし、それから原子力発電所にはさまざまな機器がありますけども、どのぐらいの周波数に対して弱いのか、共振すると機器というのは破損しやすくなりますので、周期でいうとコンマ1秒程度のところの周期が特に怖い、あるいは建屋であると、もっと周期の長い揺れに怖い。ですから、さまざまところがあるんですけども、おっしゃるように、全然違うところでの加速度を言われてしまって、その度に説明に窮するというようなところがあるので、それは貴重な御指摘をいただいたと思いますけども、原子力だけかな。ですから、これはやはり防災と原子力防災全体として考える必要があると思いますけども、ただ、特に原子力に関して御関心が高いことは、私たちも承知をしておりますので、伝え方ですね、これも。ですから、大変いい御指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。

どうぞ。

押田議長（大洲市） すみません、大洲市議会議長の押田です。

安全対策とかいろいろとお聞きして、結構進んでおるので安心しているところもあるんですけど、時間もないので、1つだけお伺いしたいんですが、避難について。先ほどから屋内退避がいいとか、逃げたほうがいいとか、いろいろあるんですけど、住民にとって避難行動についてはわかりにくい。なので、水害であれば、見直してレベル1～レベル5とか、危険度に応じて、そういう形に今後なっていくんだらうと思うんですけど、原発が何かの力で破壊されたとかなんかになったとき、破壊されただけで放射能が出ていないよというところだったら、仮にレベル1とか、出そうなのでレベル2、最悪で直ちに避難しなさいとかというような単純なことで住民の人が避難行動を行えるのであれば、ある程度、パニック状態にもなりにくいので、そういう方法がキ口に準じてでも何か工夫ができないものかと思って、ちょっと質問しました。

更田委員長 ありがとうございます。

御質問の意味は、大変よくわかります。今、緊急事態に至ったときの区分といいますのは、大きく3段階に分かれていて、警戒段階、それから、敷地が緊急事態になったと、敷地外も含めた緊急事態になったと、ごくごくざっくり3つに分かれています。

この3つに分かれているときの引き金をそれぞれ決めてあって、どの機器がどういう具合で壊れたらどの段階というのは。ですから、すごく詳細なプラントそのものに対する区分は既にしてあるんですけど、とても一般の方にうまくお伝えできるようなものにはなっていない。

それから、事故がその後、どう進むか、どのタイミングで出るか、これはあと何時間ぐらいでこれだけの放射性物質が外へ出ますというようなことがわかるぐらいだったら、そもそも事故になっていないと考えるべきで、これだけの対策をとって、県も独自にお考えになって、これだけ対策をとっても、なお起きる事故というものは、やはり、これは想像を超えるものであると考えるべきだと。よく想定外の事故と言いますけれども、事故は常にむしろ想定外であって、想定してあるものだったら、防いでいます。ですから、放射性物質を外へ出してしまうような事態になったときに、時間であるとか、量であるとかを云々するというのは、あまり得策ではないと思っていて、やはり、そのような放射性物質が万一外へ出てしまうような形の事故に至ったときというのは、そこで判断を入れようとすると、誤る可能性が高いと思いますので、あらかじめ定められた計画に従って粛々と防護策をとっていただくというのが正しいやり方であろうというふうに思っております。

ただ、御質問の趣旨は大変重要な御指摘だと思います。ありがとうございました。

すみません、あと予定された時間5分で、予定には四国電力からもこの議論を踏まえて意見を伺うことになっていきますので、時間5分になってしまいましたけれども、よろしくをお願いします。

佐伯取締役社長（四国電力） まず、最初に、今回の開催に御尽力いただきました規制委員会の皆様方、大変ありがとうございました。それと、中村知事、そして高門町長をはじめ地元自治体の市長、町長様、皆様方、お忙しい中、特に今日は休日ですけれども、お越しをいただきまして、大変ありがとうございました。

日ごろ、伊方発電所に関しては、迷惑施設とも言われるんですけれども、発電所の運営に関しまして御理解を賜っておりますことを改めてお礼を申し上げたいと思います。

皆様方から御意見、御質問がございましたけれども、それは住民の皆様のお心配であったり、御不安であったりということ踏まえての御質問であったかというふうに思います。委員長との対話を通じて、私自身、大変勉強にもなりましたし、事業者として課題ということを感じたと、改めて感じたこともございました。

例えばで申しますと、今日のテーマで申し上げますと、特にあったのは避難計画であったり、屋内退避であったり、安定ヨウ素剤、事故が起きたときにどうするんだという話がたくさんございましたけれども、やはり、私どもとしては、そういった事故を起こさないというのが最大の責務だというふうに思っています。中村知事からございましたけど、規制委員会での審査を受けた上に、アディショナルな対策ということで御指導いただいて、私

どももそれに対応してきたということですが、今後とも、全事業者の団体でいろいろ検討しているんですけど、自主的安全性、事業者の自主的な安全性を向上していこうという取組もやっておりまして、今後とも安全対策には終わりはないと、こういうことでしっかりと安全確保を維持していきたいと思っておりますし、先ほど来あります、えひめ方式というのが私ども伊方発電所にとって最大の大きな信頼感のポイントになるところでございますので、この点については、引き続きしっかりやっていきたいと思っております。

2つ目、課題としてありましたのは、乾式貯蔵の一時保管の担保ということがありまして、廃棄物の処分の問題等々ございます。廃炉の話もございました。その辺りのところについては、これから非常に大きな問題で、ただ、私どもだけでできることと、やはり、事業者全体で考えるべきこと、それから、国の御指導もいただいて一緒にやっていくこと、そんなところがあって、どちらかという、単独ではなかなかやり切れないことが多くございますので、その辺りはしっかり関係各位と御相談をさせていただき、御支援をいただき、御指導もいただきながら、しっかりやっていきたいと思っております。

3点目は、当初からずっといろんな議論の中で一番多かったのは、わかりやすく丁寧な説明というキーワードでお話が進んだかと思うんですけど、その辺りについては、私どもとしてもこれからしっかり事業者の立場としてやっていきたいと思っておりますが、どうしても一般メディアの方、かつ最近SNSが非常に普及している中で、いろんな情報が入ってくる中で、事業者が言っても、やはり手前みそみたいなことになっちゃうので、規制委員会の皆様方をお願いしたいのは、規制委員会の委員長が言っていただく、伴先生が言っていただくと、やっぱり、今日お越しの皆さん方もある程度納得がいくんだと思っておりますので、その辺りの情報発信というんですが、その辺りはぜひお願いしたいと思います。特に伴先生には、前にもお願いしましたが、放射線がどういった人体に影響があるかというのは、非常にここがキーポイントになると思うので、その辺りのところ説明というんですか、PRというのは、ぜひお願いしたいと思います。ちょっと立ち入ったことを申し上げます。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

更田委員長 ありがとうございました。

PRは、ちょっと違いますけどね。

ちょうど時間となってしまいましたが、本日は本当に貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。ぜひ、また再びお声を聞けることがあればと思います。私たち

も会合の調整に努めたいと思いますけども、中村知事はじめお越しいただきまして、誠にありがとうございました。また、御意見、大変ありがとうございました。